

高齢者が安全に働ける職場づくりを進めましょう

高年齢者雇用安定法の改正に伴い、2021年4月から70歳までの就業確保が事業主の努力義務となります。創業支援等措置として、業務請負等の雇用以外の形態で高齢者を就業させる場合にも、事業主は高齢者が安心して安全に働けるよう配慮するようにしましょう。

労災の傾向

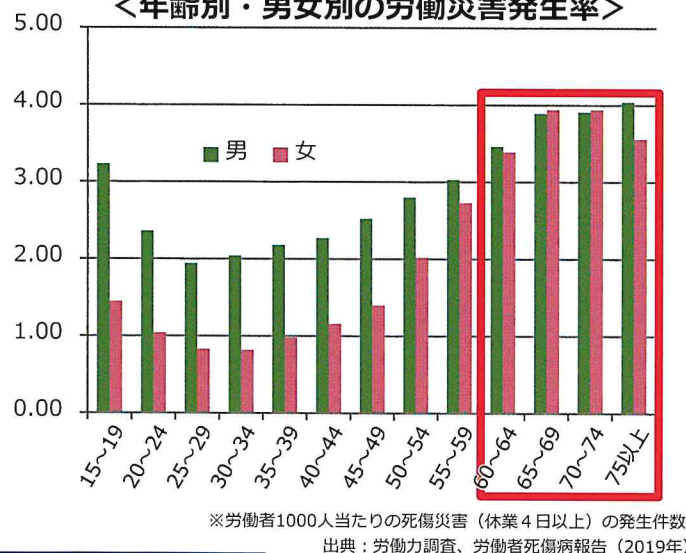
働く高齢者が増加する中（60歳以上の雇用者数は過去10年間で**1.5倍**）

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上（2019年は27%）

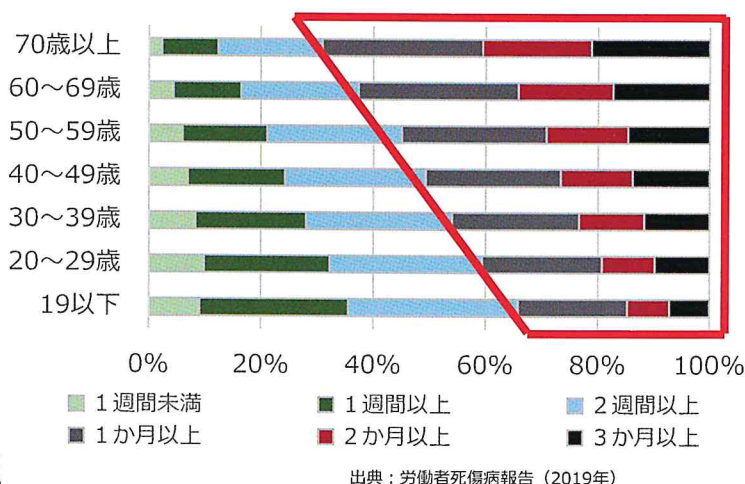
労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い

高齢になると、**重症化し、休業期間が長くなる傾向**

＜年齢別・男女別の労働災害発生率＞



＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞



取組のポイント

高齢者に業務を発注するときは

- ❑ 業務内容を明確に示し、業務に伴う危険性有害性が判断できるように必要な情報を提供します。
- ❑ 業務を行う上で必要となる機械器具や原材料等を貸与、提供等する場合には、それらを使用するのに必要な資格や技能を有しているか確認します。
- ❑ 事業主は、エイジフレンドリーガイドライン※を参考として取り組みます。特に事業主が管理している場所で業務を行わせる場合には、職場環境の改善に努めます。

※高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（令和2年3月16日付け基安発0316第1号）をいいます

エイジフレンドリーガイドライン（裏面へ）

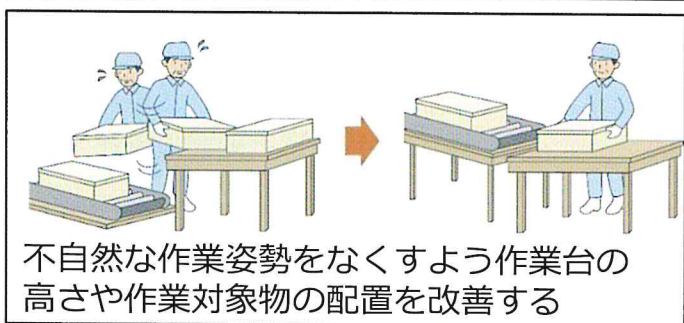
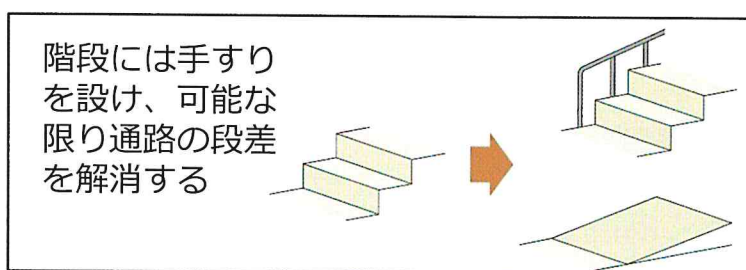


エイジフレンドリーガイドラインで示す事業者の取り組み（参考）

職場環境の改善

高齢者でも安全に働き続けることができるよう、**施設、設備、装置等の改善**を検討し、必要な対策を講じます

対策の例



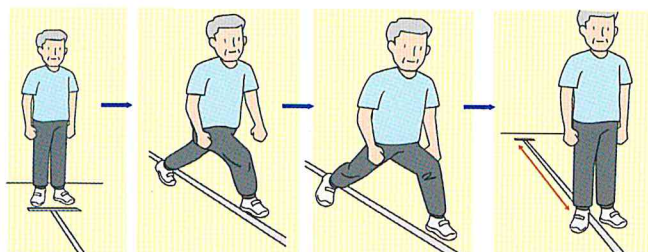
- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・ゆとりのある作業スピード、勤務時間 等

健康や体力の状況の把握

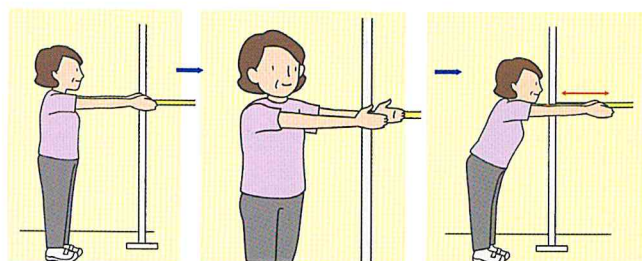
- ・健診を実施するとともに、**体力チェック**を継続的に行うよう努めます

体力チェックの例

2ステップテスト（最大2歩幅を計測）



ファンクショナルリーチ（水平にどのくらい腕を伸ばせるか）



健康や体力の状況に応じた対応

- ・個々の労働者の状況に応じて、適合する**業務とのマッチング**に努めます

安全衛生教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

